議案第１１９号

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部を改正する条例

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例（平成30年霧島市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中「560円」を「780円」に、「840円」を「1,170円」に、「280円」を「390円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。